

事務連絡(安-2019-56)

2020年 2月14日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長・設備部長
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)
安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】足場組立て作業時等の措置義務の徹底について(要請)

安全環境本部安全部長より“要請”がありましたので連絡します。

過日、他支店の作業所において、外部枠組足場組立て中に鳶工が墜落するという休業災害が発生しました。

災害が起きた場所では、作業開始前の風速が吹き流しの目測で10m/秒程度であったため、クレーン作業は中止しましたが、足場組立て作業は中止せず、安全帯未使用で7段目床上に上がり親綱を設置しようした際に強風にあおられ墜落したもので、死亡災害になっても不思議ではない事案です。

この休業災害に対し、所轄労働監督署より是正勧告書及び指導票が発行されています。つきましては同種災害を起こさないため、当社や下請け業者は、それぞれの立場でやらなければいけない安衛法や安衛則にある措置義務(安全環境本部要請 事務連絡19-40)を理解し、現場管理をしてください。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 19-40
令和2年2月7日

安全環境本部
安全部長



足場組立て作業時等の措置義務の徹底について（要請）

過日、当社新築工事作業所において、外部枠組足場組立て中に鳶工が墜落するという休業災害が発生しました。

当該作業所では、作業開始前の風速が吹き流しの目測で10m/秒程度であったため、クレーン作業は中止しましたが、足場組立て作業は中止せず、安全帯未使用で7段目床上に上がり親綱を設置しようとした際に強風にあおられ墜落したもので、死亡災害になっても不思議ではない事案です。

この休業災害に対して、所轄労働基準監督署から当社及び下請け業者に対し是正勧告書及び指導票が発行されました。

つきましては、同種災害の再発防止のため、下記のとおりそれぞれの立場で実施しなければならない措置義務があることを作業所関係者に周知してください。

記

1. 当社においては、元請けとして、作業員が法律等に違反しないように指導するとともに、違反している場合には是正指示を行なうこと。（安衛法第29条）

2. 取引業者においては、足場組立て等の作業において、

①強風、大雨、大雪等の悪天候^(※)のため、危険が予想されるときは、作業を中止しなければならないこと。

※「悪天候^(※)」とは、

強風：10分間の平均風速 10m/秒以上

大雨：1回の降雨量 50mm 以上

大雪：1回の降雪量 25cm 以上

（昭和34年2月18日基発第101号）

②安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、安全帯の使用を徹底させなければならないこと。

（安衛法第20条、安衛則第564条 第1項 第三号及び第四号ロ）

③足場の組立て等作業主任者に安全帯の使用状況を監視させること。

（安衛法第14条、安衛則第566条 第1項 第四号）

3. 作業員においては、安全帯の使用を指示されたときは安全帯を使用しなければならないこと。（安衛法第26条、安衛則第564条 第2項）

以 上

② 令和2年1月 全社の災害事例(4日以上)について

(墜落)外部足場組立作業中、親綱が未設置の状態で、安全帯を掛けずに6段目の布板から、10.4m墜落

◇発生日時:2020年1月27日(月) 午前9時20分頃

◇被災者:鳶工 23歳(所属2次) 経験3年



【発生状況】

外部足場組立作業中、親綱が先行で設置されてない状態で、安全帯を掛けずに6段目の布板に上がった際に、突風であおられてバランスを崩し、10.4m墜落し、背部筋を挫傷した。

(右背部筋挫傷、他)(休業見込日数 30日)